原子力災害時の基本的な対応行動

事　象　名	該当事象一例	対応行動
情報収集事態	○所在市町村での 震度５弱又は５強の地震	**原子力規制委員会・内閣府 合同情報連絡室** ○総理秘書官、官房長官秘書官、内閣府特命担当大臣（原子力防災）秘書官等へ連絡 ○関係省庁への情報提供
警戒事態 事態の悪化	○所在市町村での 震度６弱以上の地震 ○所在市町村沿岸を含む津波予報区での大津波警報発令 ○委員長等が重大な事象と認めた場合　等	**原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同警戒本部** ○総理秘書官、官房長官秘書官、内閣府特命担当大臣（原子力防災）秘書官等へ連絡 ○関係省庁への情報提供
施設敷地 緊急事態 **（原災法１０条事象）** 事態の悪化	○原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水可能 ○全ての交流電源喪失（30分以上継続） ○残留熱を直ちに除去できないこと　等	**原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同対策本部** ○内閣府特命担当大臣（原子力防災）、大臣政務官を本部長本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置 ○内閣府副大臣は、現地対策本部長として現地派遣 ○広報活動、要援護者避難要請等の実施
全面緊急事態 **（原災法１５条事象）**	○全ての交流電源喪失（１時間以上継続） ○制御棒の挿入による原子炉停止不可 ○敷地境界の空間放射線量率が５μSv/h（10分以上継続）　等	**原子力災害対策本部** ○総理を本部長とする原子力災害対策本部を設置 ○原子力緊急事態宣言 ○住民避難、安定ヨウ素剤服用指示等 ○原災本部会議の開催

【参考1】原子力緊急事態時の危機管理体制
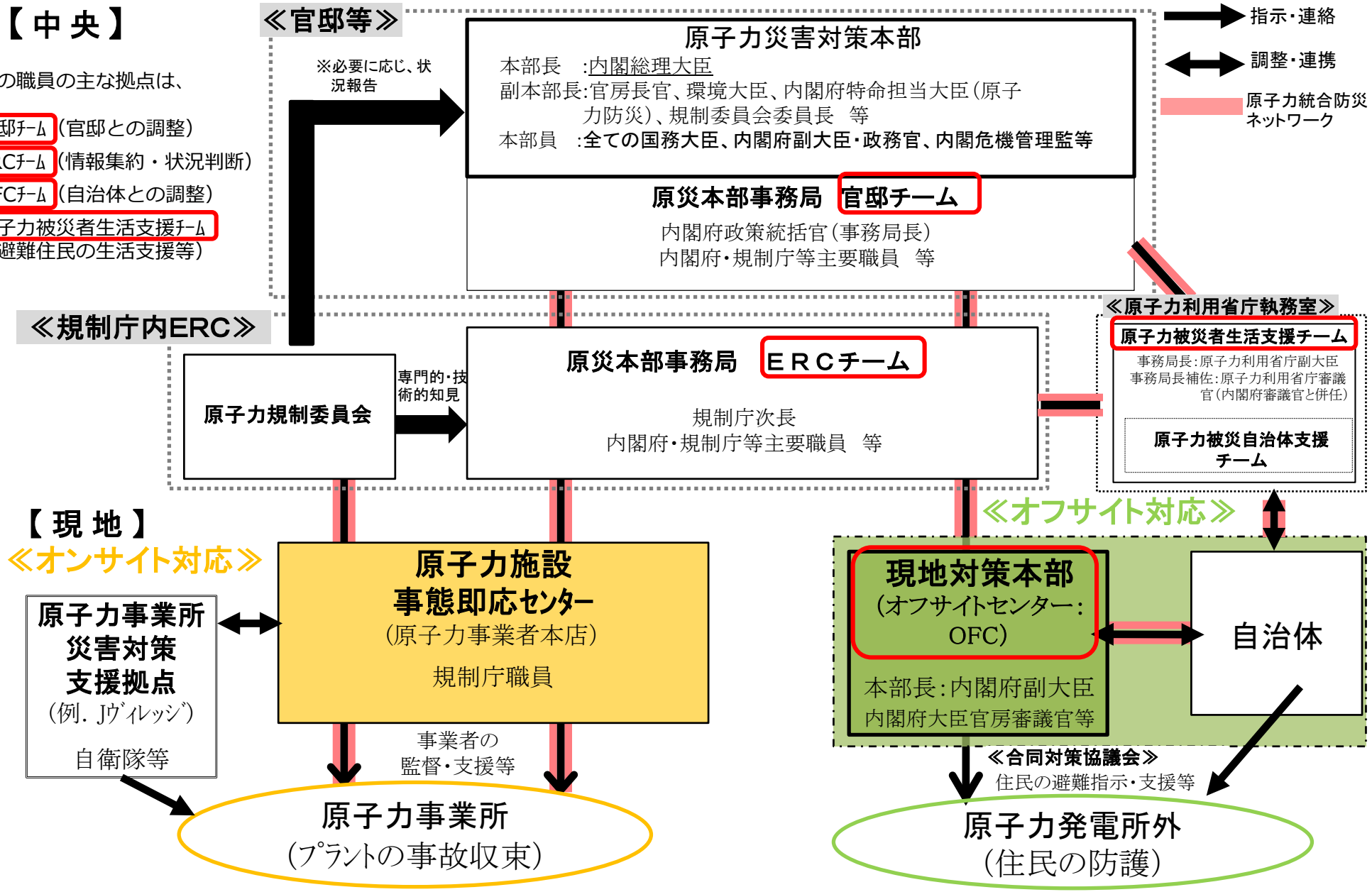
資料1